

こども性暴力防止法に係る対応要領  
(法の対象事業者用)

1 こども性暴力防止法の認定取得までの対応

(1) 令和 11 年度まで

下記の期日までに遅滞なく、下記書類を提出してください。

① 初めて申請を行う年度の補助金交付申請期限

「こども性暴力防止法に係る認定取得及び犯罪事実確認完了に向けた計画書」(以下「計画書」といいます。)を提出してください。

※ 補助金交付申請関係書類と併せて提出してください。

② 初めて申請を行う年度の翌年度以降の補助金交付申請期限

前年度提出いただいた計画書に進捗状況(「2 認定取得及び犯罪事実確認完了までの作業計画」の表の「完了日」を)を記入し、提出してください。

※ 予定日につき大幅なスケジュール変更がある場合は赤字で修正のうえ、計画書を提出してください。

③ 犯罪事実確認完了(すべての方の犯罪事実確認書の交付完了)後 1 か月以内

「こども性暴力防止法に係る認定取得及び犯罪事実確認完了報告書」(以下「完了報告書」といいます。)を提出してください。

※ 令和 11 年 12 月 24 日までに認定取得及び犯罪事実確認を完了し、かつ、令和 12 年 1 月 24 日までに報告書を提出してください。

(2) 令和 12 年度以降

初めて申請を行う年度において、当該年度の補助金交付申請期限までに、「完了報告書」を提出してください。

2 こども性暴力防止法の認定取得後の対応

(1) 通常の運営における対応

毎年度の運用状況の報告等は不要です。こども性暴力防止法に従い、適切な運用に努めてください。ただし、本市の巡回指導時にこども性暴力防止法に係る運用状況等についても確認をさせていただきますのでご承知おきください。

(2) 性暴力防止法の認定取得を取り消された場合

- ・ 認定取消を受けた日から 2 週間以内に「こども性暴力防止法に係る認定取消報告書」を提出してください。

※ 本報告書の提出により、補助の継続が約束されるものではありません。こども性暴力防止法の認定取消の理由・経緯によっては交付決定が取り消される場合があります。

- ・ 認定取消を受けた日から 2 か月以内に「こども性暴力防止法の適用対象外事業者におけるこども性暴力防止に対する取り組みについて」(以下「こども性暴力防止の取り組み」といいます。)に従い、「こども性暴力防止対策計画書」を提出してください。

- ・「こども性暴力防止対策計画書」提出後は、「こども性暴力防止の取り組み」に従って、運営を行ってください。

(3) こども性暴力防止法の欠格期間経過後

- ・欠格期間経過後速やかにこども性暴力防止法に係る認定を再取得し、犯罪事実確認を完了したうえで「完了報告書」を提出してください。
- ※ 欠格期間経過後も、犯罪事実確認完了までは「こども性暴力防止の取り組み」に従い、対応を継続してください。